

部長及び参事官

殿

所 属 長

生 企 発 第 299 号

平成28年 3 月18日

30年保存（口訓）

本 部 長

【沿革】 令和 4 年 3 月14日生企発第193号、令和 5 年 7 月21日生企発第538号

高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程運用要領の制定について

（通達甲）

高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程（平成17年 9 月本部訓令第19号）の運用に関し「高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程運用要領の制定について（例規）」（平成22年 1 月29日生企発第99号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年 6 月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程運用要領」を定め、平成28年 4 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 別添

### 高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程(平成17年9月本部訓令第19号。以下「規程」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 共通事項

##### 1 形式上の要件審査

署の生活安全担当者は、規程に定める申請及び届出(以下「申請等」という。)があった場合は、記載事項に不備がないか、添付書類が欠けていないかなど当該申請等が法令に定められた形式上の要件に適合しているか否か審査を行うものとする。

なお、添付書類のうち、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。)別表第1の別記様式の経歴書(以下「経歴書」という。)については、過去にこの経歴書を添付して許可等の申請をした者は、当該申請時以前の経歴は記載することを要しないとされていることから、最初に提出のあった経歴書は別に保管し、当該申請者の全ての経歴を把握できるようにしておかなければならない。

##### 2 面接審査

###### (1) 第一次面接審査

署の生活安全担当者は、規則第9条各号に掲げる銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書、刀剣類所持許可申請書、技能検定申請書、猟銃等所持許可更新申請書、教習資格認定申請書若しくは練習資格認定申請書又は規則第75条に規定する年少射撃資格認定申請書を受理したときは、申請者と面接し、人的事項等を聴取するものとする。

###### (2) 第二次面接審査

署の生活安全担当課長は、第一次面接審査で申請者から聴取した内容に疑義がある場合において、特に必要があると認めるときは、第二次面接審査を行うものとする。

##### 3 周辺調査

###### (1) 周辺調査の対象

2(1)に定める各申請書を受理したときは、次に掲げる者を対象にして申請者に対する周辺調査を行うものとする。

ア 配偶者又は同居の親族

イ 近隣居住者等(家主、勤務先又は取引先の関係者、狩猟、射撃仲間、縁故者、知人等をいう。以下同じ。)

(2) 近隣居住者等の選定

第一次面接審査者は、面接審査時に申請者に対し必要に応じて調査先を追加する必要があることを告げた上で、近隣居住者等の中から調査先として適当な者を3～4人指名させた上、これらの者の中から調査の目的を達成するために必要な最小限の対象を選定するものとする。

(3) 第一次周辺調査

周辺調査は、特に支障がある場合を除き、地域課員に下命して行うものとし、下命された者は規程第8条第1項に規定する調査書によりその結果を報告するものとする。

(4) 第二次周辺調査

署の生活安全担当者は、第一次周辺調査の結果、更に調査が必要であると認めるときは、第二次周辺調査を行うものとする。

第3 銃砲等の所持許可申請書等を受理した場合における措置

1 受理速報

署の生活安全担当者は、銃砲所持許可申請書(猟銃、空気銃及び拳銃の所持許可申請に係るものに限る。)、クロスボウ所持許可申請書又は教習資格認定申請書を受理した場合は、生活安全企画課保安事務担当者に申請を受理した旨を電話により速やかに報告するとともに、当該申請書を高知県警察WANシステムを利用した電子メールにより生活安全企画課に送信するものとする。

2 生活安全企画課保安事務担当者による補完調査

1の受理速報を受けた生活安全企画課保安事務担当者は、署における調査を補完するため、独自に必要な調査を行うものとする。

第4 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可証の作成要領等

1 法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ(以下これらを「猟銃等」という。)に係る所持許可証については、次に掲げる要領により、規則別記様式第29号の猟銃・空気銃所持許可証又は規則別記様式第29号の2のクロスボウ所持許可証(以下これらを「猟銃等所持許可証」という。)を作成するものとする。

(1) 許可証番号

許可証番号は11桁とし、県コード番号(2桁)、署コード番号(3桁)、年別(西暦年の下2桁)、許可番号(4桁)の順に取り、暦年別の一連番号とすること。ただし、許可番号(4桁)は、銃種等ごとに次の表のように区分するものとする。

銃種等	許可番号(4桁)
-----	----------

猟銃及び空気銃	0001～3999
クロスボウ	4001～4999

なお、再交付をする場合の許可証番号は、元の許可証の番号とし、許可証2ページの上部欄外余白に「再交付」と朱書すること。

(2) 原交付年月日

原交付年月日は、当該猟銃等の所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載するものとし、許可が中断する場合を除き、猟銃等の所持許可を現に受けている者に対して新たに猟銃等所持許可証を交付、再交付等する場合でも変更しないこと。

(3) 交付年月日

交付年月日は、新たな許可証の交付があった場合の当該交付年月日を記載すること。ただし、許可証を再交付する場合の交付年月日は、当該許可証を再交付する直前に交付した許可証の交付年月日とする。

なお、初めて許可証を交付する場合は、原交付年月日と交付年月日とが同一の年月日となる。

(4) 原許可年月日

原許可年月日は、当該所持許可に係る猟銃等の最初の許可年月日を記載し、当該所持許可が失効しない限り変更しないこと。

(5) 原許可番号

原許可番号は、当該所持許可に係る猟銃等の最初の許可番号を記載し、当該所持許可が失効しない限り変更しないこと。

(6) 許可年月日

許可年月日は、当該所持許可に係る猟銃等の所持許可年月日を記載すること。

なお、初めて猟銃等の所持許可を行う場合は、原許可年月日と許可年月日とが同一の年月日となる。

(7) 許可番号

ア 許可番号は9桁とし、署コード番号(3桁)、年別(許可した和暦2桁)、許可番号(4桁)の順に取り、暦年別の一連番号とすること。ただし、許可番号(4桁)は、銃種等ごとに次の表のように区分するものとする。

銃種等	許可番号(4桁)
散弾銃	0001～0999
空気銃	1001～1999
ライフル銃	2001～2999

ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃	3001～3999
クロスボウ	4001～4999

イ 許可番号は、当該所持許可に係る猟銃等を更新するときは、その都度、新たな許可番号を取得すること。

ウ 転入の場合は、許可番号はそのままとし、当該所持許可に係る猟銃等の更新時に新たな許可番号を取得すること。

エ 初めて猟銃等の所持許可を行う場合は、原許可番号と許可番号とが同一の番号となる。

(8) 確認年月日

確認年月日は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条の4第1項に規定する確認を行った年月日を記載すること。

(9) 有効期間

有効期間は、当該所持許可を受けた日後、その者の3回目の誕生日の属する年を記載すること。

(10) 更新申請期間

更新申請期間は、当該所持許可の有効期間が満了する日の2月前から1月前までの期間を記載すること。

2 猟銃等の所持許可証交付台帳

猟銃等の無所持者に申請のあった猟銃等に係る所持許可証の交付又は再交付をしたときは、別記第1号様式の所持許可証交付台帳に必要事項を記載するものとする。

3 猟銃等の所持許可台帳

猟銃及び空気銃の所持の許可又は更新をしたときは、別記第2号様式の猟銃・空気銃所持許可台帳に必要事項を記載するものとし、クロスボウの所持の許可又は更新をしたときは、別記第3号様式のクロスボウ所持許可台帳に必要事項を記載するものとする。

第5 銃砲等又は刀剣類の所持許可証の作成要領等

1 法第4条第1項第2号から第10号までの規定による銃砲等又は刀剣類(以下「銃砲等又は刀剣類」という。)に係る所持許可証については、次に掲げる要領により、規則別記様式第30号の銃砲所持許可証、規則別記様式第30号の2のクロスボウ所持許可証(産業等用)又は規則別記様式第31号の刀剣類所持許可証(以下これらを「銃砲等所持許可証」という。)を作成するものとする。

(1) 許可証番号

許可証番号は銃砲等又は刀剣類ごとに、所属別略号を冠し、年別(許可した西暦の下2桁)、各署における暦年別の一連番号(2桁)とする。

なお、再交付をする場合の許可証番号は、現に交付されている銃砲等所持許可証の番号とし、許可証1ページの上部欄外余白に「再交付」と朱書すること。

(2) 原交付年月日

原交付年月日は、当該銃砲等又は刀剣類の所持者に最初に銃砲等所持許可証が交付された年月日を記載するものとし、許可が中断する場合を除き、銃砲等又は刀剣類の所持許可を現に受けている者に対して新たに銃砲等所持許可証を交付、再交付等する場合でも変更しないこと。

(3) 交付年月日

交付年月日は、当該銃砲等所持許可証を交付した年月日を記載すること。

なお、銃砲等所持許可証を再交付した場合のみ、交付年月日と原交付年月日が異なることとなる。

(4) 確認年月日

法第4条の4第1項に規定する確認を行った年月日を記載すること。

(5) 許可の有効期間

法第4条第1項第4号に規定する拳銃又は空気拳銃にあつては2年間、同項第8号及び第9号に規定する銃砲等又は刀剣類にあつては1年間を有効期間とする。その他銃砲等又は刀剣類にあつては、有効期間の記載を要しない。

2 銃砲等所持許可証交付台帳

銃砲等又は刀剣類の所持許可証の交付又は再交付をしたときは、別記第4号様式の所持許可証交付台帳に必要事項を記載するものとする。

第6 資格認定証の作成要領等

1 資格認定証の作成要領

法第9条の5第2項に規定する教習資格認定証(以下「教習資格認定証」という。)、法第9条の10第2項に規定する練習資格認定証(以下「練習資格認定証」という。)、法第9条の13第2項に規定する年少射撃資格認定証(以下「年少射撃資格認定証」という。)及び法第9条の16に規定するクロスボウ射撃資格認定証(以下「クロスボウ射撃資格認定証」という。)は、次の要領により作成するものとする。

(1) 教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証

ア 交付番号

交付番号は、各署における暦年別の一連番号とすること。

イ 交付年月日

交付年月日は、当該教習資格認定証、当該練習資格認定証又はクロス

ボウ射撃資格認定証の交付年月日を記載すること。

ウ 有効期間

当該教習資格認定証の有効期間については、交付年月日から起算して3か月となる年月日を記載すること。

(2) 年少射撃資格認定証

ア 交付番号

年少射撃資格認定証の交付番号は、生活安全企画課における暦年別の一連番号(4桁)とすること。

イ 交付年月日

年少射撃資格認定証の交付年月日は、当該年少射撃資格認定証の交付年月日を記載すること。

ウ 年少射撃資格認定証の有効期間

年少射撃資格認定証の有効期間は、当該年少射撃資格者が満19歳となる誕生日までとすること。

2 認定証交付台帳

認定証を交付するときは、教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証にあつては別記第5号様式の教習資格認定証・練習資格認定証・クロスボウ射撃資格認定証交付台帳に、年少射撃資格認定証にあつては別記第6号様式の年少射撃資格認定証交付台帳に必要事項を記載するものとする。

3 認定証の書換え

署長は、規則第56条第1項、第70条第1項及び第82条の3第1項において準用する規則第22条第1項の規定による教習資格認定証、練習資格認定証又はクロスボウ射撃資格認定証の書換えを受けようとする者からの規則別記様式第21号の講習修了証明書等書換申請書の提出又は規則第78条において読み替えて準用する規則第32条の規定による年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者からの規則別記様式第66号の年少射撃資格認定証書換申請書の提出を受理したときは、当該申請書に添付された住民票の写しの記載事項を確認の上、当該認定証を書き換えて申請者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

4 認定証の再交付

署長は、規則第56条第2項、第70条第2項及び第82条の3第2項において準用する規則第22条第2項の規定による教習資格認定証、練習資格認定証又はクロスボウ射撃資格認定証の再交付を受けようとする者からの規則別記様

式第22号の講習修了証明書等再交付申請書の提出又は規則第79条の規定による年少射撃資格認定証の再交付を受けようとする者からの規則別記様式第67号の年少射撃資格認定証再交付申請書の提出を受理した場合には、再交付の申請の理由を調査し、再交付の必要があると認めるときは、当該旧認定証と同じ内容の認定証を作成し、交付年月日の下欄余白に「再交付」と朱書して申請者に交付するものとする。

この場合において、署長は、当該申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

#### 第7 公務所等への照会

照会の方法、照会手続等については、別に定める。

#### 第8 射撃指導員指定申請書を受理した場合における身上調査

規則第43条の規定による射撃指導員指定申請書を受理した場合における申請者の周辺調査は、特に支障がある場合を除き、規程第8条第1号に規定する調査書を使用して行うものとする。

(別記様式省略)